



ウトナイの子

【教育目標】 夢をいだき 未来を拓くたくましい ウトナイの子の育成

令和2年6月30日

第3号

Tel 57-6700

Fax 57-6715

情報機器等の利用について

校長 丹野 靖彦

学校に子どもたちの笑顔が戻ってきました。保護者の皆様には、長い臨時休業から学校再開までの間の家庭学習等、登校再開後の登校におけるマスクの準備など、ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、学校再開後に子どもたちから聞こえる声として、休業中にスマートフォンやタブレット端末を新たに手にしたということがあります。北海道教育委員会や文部科学省、民間などから提供されていた学びの動画を観るためにそうした情報端末の所持が増えているのかもしれませんが。国としても、ギガスクール構想として児童一人一台のタブレットを学校に整備する計画があります。今後も各家庭でネットからの情報による学習も増加していくことと思われます。

しかし、そうしたネット等の情報を活用する機会が増えることが見込まれる今だからこそ、学校と家庭が連携して情報機器の利用について子どもたちに正しい知識を伝え、モラルについて指導していくことが必要だと思います。スマホにしてもタブレットにしても、高度な情報機器で、様々なことができ、学習などに活用できます。その反面、子どもたちに必要のない有害な情報も簡単に手に入れることもできます。また、ゲームやネット依存に陥り、昼夜逆転など生活リズムが乱れる危険性も指摘されております。さらには、SNSによるいじめ、犯罪への巻き込まれなどの危険性も使い方によって高まります。

そうしたリスクのある端末を子どもに与えるときには、当然保護者の責任において危険回避について準備する必要があります。そのポイントはいくつかありますが、今回は3つほど危険回避ポイントを載せておきます。

- ① フィルタリングは必ずかけること
- ② 利用時間、利用場所などの約束を家族で決めること
- ③ 使用の内容について保護者がいつでも確認できるようにすること



①は、現在は義務化されていて外すためには保護者が依頼しなければなりません。小学生の利用においてフィルタリングを外さなければならない理由はないと思います。必ずかけることが、子どもを守る第一のポイントです。②は、依存症や危険に巻き込まれないためのポイントです。子ども部屋で親の知らない時間帯に使用し続けると依存症になりやすいのです。読書や家庭学習の時間、家族での会話の時間を確保するためにも、利用時間や利用場所を制限することがとても大切です。③は、SNS等でのいじめを早期に発見したり、犯罪に巻き込まれたりしないために必要なことです。SNSでいやなことを言われたときにすぐに親に報告できること、そうした内容を定期的に親が確認できることも重要です。

また、スマホ等の情報機器について本当に小学生が自分専用で持つ必要があるのかも再度考えてほしいポイントです。家庭学習等に使用するのであれば家族との共用でも可能なはず。スマホの利用内容の8割がゲームとネット動画（YouTube等）であるというアンケートもあります。そのために、小学生が専用に所持する必要があるでしょうか。

学校としましても、様々な機会を通じて利用のモラル等について指導して参りますので、ご家庭でのご協力もよろしくお願い致します。